

付 5 ; 統計調査に用いる産業分類並びに疾病, 傷害及び

死因分類を定める政令

昭和 26 年 4 月 30 日政令第 127 号抄

改正昭和 27 年 7 月 31 日政令第 297 号

内閣は, 統計法 (昭和 22 年法律第 18 号) 第 3 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定に基づきこの政令を制定する.

(用語の定義)

第 1 条 この政令において, 左の各号に定める用語の意義は, それぞれ当該各号の定めるところによる.

1. 統計調査 統計法第 3 条に定める指定統計調査並びに届出を要する統計調査の範囲に関する政令 (昭和 25 年政令第 58 号) 第 2 条の規定によって届出を要する統計調査 (以下「届出を要する統計調査」という.) のうち, 国, 日本専売公社, 日本国有鉄道, 日本電信電話公社, 日本銀行及び日本商工会議所が行うものをいう.
2. 調査実施者 指定統計調査の実施者並びに届出を要する統計調査を実施する国の機関, 日本専売公社, 日本国有鉄道, 日本電信電話公社, 日本銀行及び日本商工会議所をいう.

(産業分類)

第 2 条 調査実施者は, 統計調査の結果を産業別に表示する場合においては, 行政管理庁長官が公示する分類の基準及び分類表によらなければならない. 但し, 特に必要がある場合においては, 大分類項目を除く分類項目について, その直下位分類項目を細分し, 又は直上位の一の分類に属する分類項目のいずれかを集約することができる.

- 2 調査実施者は, 前項の規定によって使用した分類及び分類表の名称を当該統計調査の結果の表示に記載しなければならない.

第 3 条 (略)

(特 例)

第 4 条 調査実施者は, この政令により難い場合においては, 行政管理庁長官の承認を得て, これと異なる分類を用いることができる.

附 則

この政令は, 昭和 26 年 5 月 1 日から施行する. 但し, この政令施行の日前に実施した統計調査 (継続して実施している統計調査のこの政令施行の日前に実施した部分を含む.) の結果を表示する場合においては適用しない.